

様式4

南相馬市監査委員公表第10号

平成28年9月26日付け南相馬市監査委員公表第9号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき南相馬市長から平成28年10月14日付け28財第660号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月27日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

様式2

監査結果に係る措置通知書

建築住宅課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>市が業務を委託している応急仮設住宅浄化槽清掃業務委託(鹿島区)については、委託契約に基づき、毎月実績に応じて受託者の請求により支払をするものとされているが、次のように契約に則した支払がされていないものが見られた。</p> <p>①4月、5月分の委託料について、6月分とともに7月に支払がされている。</p> <p>②12月、1月、2月分の委託料について、出納整理期間の5月に支払がされている。</p> <p>これは、契約内容の変更に伴う事務手続に時間を要したことや、予算に不足が生じたため、支払時期が遅れたものである。契約事務、予算管理においては進行管理に留意され、検収後遅滞なく支払がされるよう適切に対応されたい。</p>	<p>契約内容、仕様、契約額の精査に、市と受託業者の相互で時間を要してしまい、請求の遅れが発生してしまった。</p> <p>再発防止策として、委託の内容に対する契約方法、及び支払い方法に課題があったことから、平成29年度契約より上記課題点の見直しを図るとともに、予算管理及び委託料の支払いの有無について、担当者と副担当者等の二重チェックを行い、適正な事務の執行に努めていく。</p>